障害者施策推進計画(平成30年度~令和5年度)における 重点的な取組について(主な取組内容)

1 自立生活支援

(1)相談体制の充実

相談支援体制の充実

計画書掲載頁

57

57

【令和3年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

令和5年度の基幹相談支援センター設置に向け、相談支援部会において区の方針を明確に示し協議を行った。また地域生活支援部会においても、地域生活支援拠点の面的整備の検討方針と項目について施策推進協議会の承認を得た。

今後は両部会を同時開催とし、相談機能等共通の項目と課題について情報を共有し検討を進めていく。

■保健予防課

精神保健福祉包括ケア協議会等において、関係機関と課題の共有及び意見交換を行った。 令和3年度実施回数:精神保健福祉包括ケア推進協議会 1回、長期入院患者等支援検 討部会・精神保健在宅療養部会 2回

【令和4年度の取組・方向性】

■障害福祉課

基幹相談支援センター(案)についての部会及び各法人との調整、一部委託業務の予算確保と事業者のプロポーザル選定等、センター設置に向け具体的に進めていく。

相談支援事業所が、障害者本人及び家族の意向・状況等を的確に把握して利用計画案を作成し、適切な支援を行えるよう、区が相談支援専門員の支援を行う。

また、災害や感染症等危機管理上の課題が大きく、BCP(業務継続計画)や個別避難計画等、国の求めに応じ対処すべき事象が増加しているが、法人や事業所の事務力が追い付かない状況にある。このため、区としてこれらも含めた支援策を検討していく。

■保健予防課

引き続き精神障害のある方それぞれに応じた相談支援や、普及啓発を行っていく。また、精神保健福祉包括ケア推進協議会をはじめとする関係機関との情報共有や意見交換を行う場を設けて、連携体制を強化していく。

相談支援の質の向上計画書掲載頁

【令和3年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

相談支援専門員研修会(サロン)はオンラインで6回開催し、延べ224人が参加した。参加者のスキルアップにつながるようなテーマを設定し実施した。

■保健予防課

精神障害のある方の病状や状況に適したサービスが受けられるよう、サービス事業者と 連携して調整を行った。

精神障害者就労及び相談支援部会のうち就労支援部分を身体・知的障害者就労支援部会と統合し、障害の種別に関わらず一体的に就労支援を進めていく場と検討を行っていくこととした。

【令和4年度の取組・方向性】

■障害福祉課

区内民間相談支援事業所の主任相談支援専門員に企画を依頼し、相談支援専門員同士の連携と地域の相談支援専門員の育成ができる環境を整備するほか、介護保険課と協力しBCP(業務継続計画)研修への相談支援事業所の参加を促す。

次年度に向けては、基幹相談支援センターの一部業務委託の「相談支援事業所のスキルアップ支援」の中にこれらの研修や勉強会のメニューを含め、検討を進める。

■保健予防課

引き続きサービス事業者と十分に連携して個々の状態に応じた適切なサービス利用となるよう調整していくとともに、精神障害者支援に関わる事業者の育成と相談支援の質の向上を図るため、事業者、行政、医療機関、地域などで情報共有や学習会、意見交換などを行っていく。

(2)社会参加の支援

障害者スポーツの推進 計画書掲載頁 60

【令和3年度の取組・成果・課題】

■生涯スポーツ課

東京2020パラリンピック競技大会公式種目であるボッチャ競技等の普及推進

- (1)ボッチャ教室を、6月の4日間、奥戸総合スポーツセンター体育館で実施し、延べ44人の参加があった。※5月は中止。
- (2)ボッチャ交流大会を、6月26日、奥戸総合スポーツセンター体育館で実施した。62人の参加があり、そのうち、 障害者の参加は9人であった。
- (3)ボッチャー般開放を、年40回水元総合スポーツセンター体育館会議室で実施した。延べ463人の参加があった。※4月25日~5月31日は中止。
- (4)パラリンピック公式種目の体験教室(アーチェリー教室40人、ブラインドサッカー75人)を実施した。
- (5)トランポリン交流大会を、12月5日、水元総合スポーツセンター体育館で実施した。191人の参加があり、そのうち、障害者の参加は67人であった。
- (6)フロアホッケー交流競技大会を奥戸総合スポーツセンター体育館で実施した。延べ3 0人の参加があった。

【令和4年度の取組・方向性】

■生涯スポーツ課

東京2020パラリンピック競技大会公式種目であるボッチャ競技等の普及推進

- (1)レクリエーションボッチャー般開放の実施(年39回)
- (2)パラ種目(ブラインドサッカー)体験授業の実施 (年4回)
- (3)トランポリン交流大会の実施(年1回)
- (4)フロアホッケー大規模大会・教室の実施(年1回)

(3)社会資源の充実

グループホームの整備・運営支援 計画書掲載頁 63

【令和3年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

- ・重度グループホームのニーズを把握するため、生活介護施設に対するアンケート調査を 実施した。
- ・重度障害のある方に対応できるグループホームの整備を促進するため、土地の取得計画 や新たな支援策の検討等を行った。

■保健予防課

令和3年6月に開設した「グループホームあんず」に対し、開設準備の支援を行った。 自立に向けた通過型グループホームと、入院中の精神障害者が地域での生活に向けた体験 宿泊機能を備えた地域生活支援拠点「あすなろの家」の整備に向けて協議を行った。

【令和4年度の取組・方向性】

■障害福祉課

- ・重度障害者に対応できるグループホームの整備について、引き続き法人等に働きかけを 行う。
- ・重度障害者に対応できるグループホームの整備のために必要な支援策及び整備法人の誘 致策について具体的に検討を行い、周知する。

■保健予防課

- ・地域生活支援拠点「あすなろの家」の令和6年度の事業開始と、工事期間中の現在の就労支援事業の継続に向けて事業者と協働し準備を進めていく。
- ・グループホーム新設等の相談があった場合には、地域の需要と供給量を踏まえた助言を 行っていく。

地域生活支援拠点の整備 計画書掲載頁 63

【令和3年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

地域生活支援部会を年3回開催した。「緊急時の受け入れ、対応」を重点テーマとし、緊急対応に関する支援のあり方等を検討した。その結果、令和4年度より、区内の短期入所事業所、緊急一時保護事業実施事業所を「緊急時の受け入れ、対応」を担う事業所に位置付けることとなった。

■保健予防課

令和6年度からの運営開始を目指す「あすなろの家」について、日中の居場所となる地域活動支援センターⅡ型や就労継続支援の定員数拡大、体験宿泊も可能なグループホームを備えるなど、地域生活支援拠点としての整備に向けて調整した。

【令和4年度の取組・方向性】

■障害福祉課

地域生活支援部会を年3回程度開催し、地域生活支援拠点の整備に向けて各機能ごとに 具体的な検討を進める。特に、「相談」機能については相談支援専門員との連携が不可欠 であるため、相談支援部会や相談支援専門員研修会(サロン)と情報共有しながら検討を 進める。

■保健予防課

「あすなろの家」の令和6年度運営開始に向けて協議を進め、必要な支援を行っていく。

障害者通所施設の整備支援 計画書掲載頁 63

【令和3年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

- ・知的・身体障害者に対応する通所施設については、生活介護全体の需要数の動向や民間 法人による施設整備の動向を踏まえながら検討を行ってきた。令和3年4月に社会福祉法 人アストリーが運営する「スプラウト柴又」(定員20名)が開所、令和4年2月に社会 福祉法人永春会が運営する「アレーズ秋桜」(定員20名)が開所し、医療的ケアを必要 な方を含む重症心身障害者に対応している。
- ・令和3年4月から重度障害者を受け入れている生活介護事業所に対する区独自の補助を 開始し、12施設から申請があった。

■保健予防課

精神障害者の就労継続支援施設の整備について相談を受け、助言等を行っていた施設が令和3年10月に開設した。

開設後も適正で安定した運営が継続されるよう支援を行った。

【令和4年度の取組・方向性】

■障害福祉課

- ・令和7年まで生活介護施設は現在の定員で充足すると考えている。社会情勢や需要調査等を行いながら、ニーズの把握と重度障害者に対応する法人に設備や運営に対する具体的な支援策を検討する。
- ・民間生活介護事業所で所定の条件を満たす施設に対し、都重心通所事業所申請の勧奨を行う。
- ・区有障害者施設の更新に向けて、東京都との協議を進め、計画的な施設整備、更新を行っていく

■保健予防課

施設整備をする事業者に対し、助言や支援を行っていく。また、開設後も適正に運営されるよう助言を行っていく。

(5)保健・医療支援

精神障害に対応した 地域包括ケアシステムの構築

計画書掲載頁 6

69

【令和3年度の取組・成果・課題】

■保健予防課

保健センターへ精神保健福祉士2名を配置し、精神疾患を抱えながらも医療機関未受診・未治療・治療中断の方への支援や、精神科入院患者の退院後の在宅療養環境整備などの支援を地区担当保健師と連携して行うアウトリーチ支援事業に取り組んだ。

令和3年度実績:訪問157件、電話相談333件、面接相談60件、病院訪問9件

精神障害者を支援する関係機関による精神保健福祉包括ケア推進協議会等を行い、精神障害にかかる行政サービス受給者数や区内の病床数・入院者数などの現状や、長期入院患者の退院後支援、精神障害の医療継続、生活支援についての事例を共有し、課題について意見交換を行った。

令和3年度実施回数:精神保健福祉包括ケア推進協議会 1回、長期入院患者等支援検討部会・精神保健在宅療養部会 2回

■保健センター

保健センターでは精神科入院患者の退院後に向けて医療機関や関係機関と連携を行っている。

【令和4年度の取組・方向性】

■保健予防課

精神障害のある方が地域で安定した生活を送ることができるよう、引き続き医療、介護、福祉の関係者が連携して支援を行っていく。

長期入院患者等の状態は様々であることから、個別事例を重ね、各々の課題や条件に細やかに対応できる体制を整えていく。

■保健センター

金町・青戸保健センターに配置された精神保健福祉士の活動を、保健センター全体のものとするために、保健師との連携体制を構築していく。

(6)権利擁護

成年後見センター事業の推進 計画書掲載頁 72

【令和3年度の取組・成果・課題】

■福祉管理課

令和2年度の中核機関設置後、相談件数や法人後見受任件数は、引き続き堅調に推移しているものの、本区における成年後見制度の利用者数は令和3年12月時点で730人であることから、潜在的な制度利用者に対してさらなる周知・普及が必要である。

【令和4年度の取組・方向性】

■福祉管理課

成年後見制度の周知を図るため、広報紙やホームページでのPR、民生委員児童委員等へのパンフレットの配布及び回覧、講座・講演会等のイベントにて配布する等、あらゆる機会を捉えて周知活動を行っていく。

また、庁内各課や各種専門職団体との連携を図り、成年後見制度の利用を含めた権利擁護支援について、幅広く相談を受け付ける相談窓口の充実に取り組む。

2 就労支援

(1)一般就労への支援

障害者就労支援システムの整備

計画書掲載頁|

【令和3年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

コロナ禍で自宅待機となった登録者には、中間的就労につなげて居場所や収入の確保な ど提案を行った。

センター登録者数が年々増加しており、個々の企業訪問やケース対応の頻度は十分に確 保できない現実がある。

【令和4年度の取組・方向性】

■障害福祉課

就労移行支援施設、就労継続支援施設、就労定着支援施設等の就労支援機関と連携・役 割分担をしながら、個人個人の就労への準備段階に応じて求職者を支援する。

職場開拓の推進

計画書掲載頁

74

【令和3年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

- ・令和3年9月にかつしか雇用フェアを開催した。コロナ禍のため内容を縮小し、就労支 援セミナーは中止して、就職面接会のみ実施とした。企業9社が参加し、42名が面接を 受けた。結果、8名が採用となった。
- ・身体・知的障害者就労支援部会の設置要領を一部改正し、令和3年度からは「葛飾区障 害者就労支援部会」として障害の種別にとらわれず一体的に情報共有や検討を行う場とし た。障害者就労支援部会、一般就労分科会及び福祉就労分科会を開催した(うち2回は書 面開催)。延べ91人が参加した。障害者雇用の基礎知識についてや、障害者雇用ナビ ゲートから学ぶ企業支援のポイントについて講座を行った。

【令和4年度の取組・方向性】

■障害福祉課

- ・かつしか雇用フェアは、令和4年度は9月に開催予定である。ハローワーク墨田の協力 を受け就職面接会を実施し、雇用に向けた情報提供や働きかけを行う。
- ・障害者就労支援部会、一般就労分科会及び福祉就労分科会を年6回開催予定である。区 内就労支援施設や関係機関に対し、区の事業説明や報告を行ったり、情報交換を行う。

葛飾区チャレンジ雇用

計画書掲載頁 75

【令和3年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

在職者の一般企業への支援については、5月に1名、7月に1名が就職となった。また、1名が3月に 一般企業の見学及び面接を行った。

【令和4年度の取組・方向性】

■障害福祉課

在職者については、個別支援計画に基づき区役所の各部署から依頼された仕事や作業を通 じて経験や技能を高め、一般企業への就労に向けて支援していく。

定着支援と余暇・生活支援の充実

計画書掲載頁

75

【令和3年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

- ・職場定着支援は、企業訪問などにより職場環境や就労状況の確認を行い、企業側と就労者との調整を行った。コロナ禍においては、Zoom等のWeb会議に切り替えるなど非対面式の支援も行った。
- ・自主活動支援事業は、就業時間以外の余暇活動についての問い合わせがあった際にパンフレットを渡すなどして案内した。コロナ禍における緊急事態宣言やまん延防止重点措置の発令期間は、閉所して電話やメールでの相談を実施した。10年・20年継続勤務者を表彰する永年勤続の祝いも昨年同様に規模を縮小して開催した。

【令和4年度の取組・方向性】

■障害福祉課

自主活動支援事業は、通常再開に向けて様々な活動が可能となるよう、委託事業所と連携をとりながら進めていく。

(2)福祉的就労への支援

障害者就労支援施設の工賃向上に向けた支援 計画書掲載頁 77

【令和3年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

- ・経営コンサルタント派遣事業は、経営コンサルタント派遣費用は「りmix studio とら」に、また計画実施費用は「かがやき夢工場」に対して補助を実施した。「かがやき夢工場」に関しては取り組んだ結果、前年度に比べて工賃が2,736円増加した。
- ・令和3年度から、新事業として自主生産品販売促進アドバイザー事業、共同受注ネットワーク運営事業を開始した。アドバイザー事業に関しては、分科会で周知をしたがコロナ禍もあって訪問や相談件数が芳しくなかった。共同受注ネットワーク運営事業に関しては10月から委託を開始した。企業から6件受注し、延べ15施設が参加した。工賃総額は164,422円だった。

【令和4年度の取組・方向性】

■障害福祉課

令和3年度から開始した自主生産品販売促進アドバイザー事業、共同受注ネットワーク 運営事業に関しては2年目を迎えるため、区内の福祉事業所に向けて更なる周知及び活用 について呼びかけていく。

3 育成支援

(1)障害児サービスの充実

相談支援体制の充実

計画書掲載頁

79

【令和3年度の取組・成果・課題】

■子ども家庭支援課

・子ども総合センターでは、障害のある、また発達に心配のある子どもを持つ保護者の不安や相談に対応するため、以下の事業を実施した。

【発達相談事業】

電話相談件数 692件

発達檢查実施 302件

【巡回訪問事業】

巡回訪問実施園数162園、対象児実数1,617人

【5歳児健康診査事業】

対象児数3,570人 アンケート提出者数3,184人 (うち集団行動観察対象児数245人)

- ・療育機関、子育て支援施設、特別支援教育機関、障害児支援に係る所管課等の代表を委員とする、地域療育システム検討会を主宰し、誰もが相談支援を受けることができるよう、現状の把握や課題の共有、課題解消のための研究を進めている。
- ・就学を控えた子どもの保護者に対し、教育委員会の協力を得て「就学懇談会」を実施した。

■学校教育支援担当課

今年度初めて、自閉症・情緒障害学級の説明会を土曜日に開催したところ、18人の参加があり、関心の高さが窺えた。来年度は就学相談説明会の土曜日開催についても検討する。

【令和4年度の取組・方向性】

■子ども家庭支援課

- ・子ども総合センターの専門性を生かした事業はすべて継続する。
- ・地域療育システム検討会では、社会状況に留意しながら相談支援の現状や体制を確認し、課題の解決を図る。
- ・療育機関をすぐに利用できない場合の対応について、関係機関と協議し、改善できるようにする。

■学校教育支援担当課

就学相談説明会の土曜日開催を実施する。

障害のある子どもが在籍する 幼稚園・保育所等への支援

計画書掲載頁

80

【令和3年度の取組・成果・課題】

■保育課

- ・公立保育園及び私立保育園・地域型保育事業・認定こども園・認証保育所に出向き、要支援児(心身に障害のある児童・集団保育で安心安全確保が困難な児童)の行動観察及び加算認定を実施し、必要に応じて保育のアドバイスも実施した。
- ・公立保育園及び私立保育園・地域型保育事業・認定こども園・認証保育所を対象に、専門的な知識の習得や障害児等への対応のスキルアップを目的に研修を企画実施した。(新型コロナウイルス感染拡大時には、Z00M研修とした)
- ・令和2年1月に、交流保育「笑みフル」を開始し、継続実施している。(発達に心配や 不安のあるお子さんを対象に、保育園集団生活の場を提供する。対象は、在宅子育て家庭 の満1歳児以上のお子さんと保護者の親子参加)
- *新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発出中は、受け入れを中止とした。

■子ども家庭支援課

- ・区内の幼稚園や保育園などに勤務する職員に対し、「地域療育セミナー(専門講師による講演会)」を年3回開催し、乳幼児の発達に関する理解の促進と支援スキルの向上を図った。
- ・新規開設保育所並びに希望する保育士等に対し、所属する児に対する必要なサポートが 行えるよう、本区における発達に課題のある児への支援体制や療育機関等の情報提供を 行った。
- ・近年、新規開設保育所が増加するほか、保育士等職員の定着度が低下するなど、発達に 課題のある児の保育や支援に関するノウハウを組織的に共有し積み上げることが難しく なっている。

【令和4年度の取組・方向性】

■保育課

- ・公立保育園及び私立保育園・地域型保育事業・認定こども園・認証保育所に出向き、要支援児(心身に障害のある児童・集団保育で安心安全確保が困難な児童)の行動観察及び加算認定を実施し、必要に応じて保育のアドバイスも実施する。
- ・公立保育園及び私立保育園・地域型保育事業・認定こども園・認証保育所を対象に、専門的な知識の習得や障害児等への対応のスキルアップを目的に研修を企画実施する。
- ・交流保育「笑みフル」を実施する。(発達に心配や不安のあるお子さんを対象に、保育 園集団生活の場を提供する。対象は、在宅子育て家庭の満1歳児以上のお子さんと保護者 の親子参加。)現在は子ども未来プラザ鎌倉のみで実施している。令和4年夏以降こども 未来プラザ西新小岩でも実施予定。

■子ども家庭支援課

・幼稚園や保育所などに対し、発達支援福祉専門員(心理士・言語聴覚士・社会福祉士・保育士等)がその専門性を生かして相談を行い、児への関わり方の提案や必要に応じて発達検査の実施及び療育機関の紹介を行う。

その際、2年以上続いているコロナ禍とその動向に留意しつつ、取り組みにくかった粗大運動や集団活動、人や物とのかかわりを通じた育ちの再開につなげていく。

(2)早期療育の充実

早期の発達支援体制の整備

計画書掲載頁

83

【令和3年度の取組・成果・課題】

■保健センター

新生児を対象とした聴覚検査の費用の一部を補助するとともに、医療機関と連携し、受診の結果を把握、早期に相談機関につながるように支援した。

個々の支援状況について支援者間で情報を共有し支援へつなげた。

診断の時期や障害受容等は、一律ではないため、個々の受容の状況を考慮し、寄り添いながら、早期に療育期間につなげる必要がある。

■子ども家庭支援課

- ・妊娠期から子どもが社会的な自立をするまでの支援として、ゆりかご面接、こんにちは 赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診等の機会を通して、子育ての成長段階に応じた必要な支援 を行った。
- ・療育が必要な乳幼児が、適切な支援として早期に療育機関を利用することができるようにした。その際には、子ども総合センター、保健センター、医療機関、幼稚園及び保育園等が保護者の了承を得たうえで、アイリスシートや紹介状等を活用し安定した移行を図るための情報共有を行った(アイリスシート発行件数332件)。

【令和4年度の取組・方向性】

■保健センター

新生児を対象とした聴覚検査の費用の一部を補助するとともに、医療機関と連携し、受診の結果を把握、早期に相談機関につながるようにサポートする。

個々の支援状況について支援者間で情報を共有し支援へつなげる。

子ども発達センター事業

計画書掲載頁 83

【令和3年度の取組・成果・課題】

■障害者施設課

- ・保健センターや障害福祉課と連携しながら、医療的ケアが必要な児童の状況を把握し、今後の支援に向けての検討を行った。
- ・居宅訪問型児童発達支援事業の拠点には、看護師・理学療法士等を配置する必要があり、また、対象児童の療育は、医療機関、保健センター、区立保育園等との連携をもとに進めていくことが望ましい。このことを踏まえて方向性を検討し、令和4年度に開設する子ども発達センター新小岩分室を本事業の拠点として開始することとした。
- ・子ども発達センターにおいて保育所等訪問支援を行った。
- 保育所等訪問支援登録児童人数 延べ162人 (月平均13.5人)
- 訪問児童数 延べ92人
- ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2月・3月の活動を中止
- ※令和3年度は児童養護施設での保育所等訪問支援を希望する事例がなく、実施に至っていない。

【令和4年度の取組・方向性】

■障害者施設課

・令和4年度からにこわ新小岩内子ども発達センター新小岩分室において、居宅訪問型児 童発達支援事業を開始する。

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度障害のある児童に対し、その居宅において日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練等の指導をすることで、将来、通所や通園・通学など、地域とのつながりを持ち、社会生活の幅が広がることを目指す。

・保育所等訪問事業を効果的に実施するため、通所支援との組み合わせや訪問対象児童の 検討、個別支援計画作成に当たっての課題設定について引き続き検討していく。 児童養護施設での保育所等訪問支援について要請があり、対象児童に適していると総合的 に判断した場合は実施していく。

(3)特別支援教育の推進

特別支援教育の推進

計画書掲載頁

86

【令和3年度の取組・成果・課題】

■学校教育支援担当課

- ・週2回に巡回指導員の配置を拡大することで、これまで以上に、集団の中では気が付きにくいつまずきを発見することができた。また、落ち着いた刺激の少ない環境で学習できる機会が増えたことで、児童の集中力が身に付き、学習の定着による学力向上につなげることができた。
- ・東京都が新たに発行した「特別支援教室の運営ガイドライン」の内容を踏まえ、「葛飾 区版特別支援教室の運営ガイドライン」の内容の見直しと修正を行い、改訂版として発行 した。特別支援教育に携わる者が共通理解のもと、支援を行うことができるような整備を 行った。

【令和4年度の取組・方向性】

■学校教育支援担当課

- ・専門家チーム指導員による教室訪問を1学期中に実施し、早めに共通理解ができる体制を構築する。
- ・令和4年4月1日に発行した「葛飾区版特別支援教室の運営ガイドライン」の改訂版に 基づいて事業を実施する。特別支援教室を共通理解のもと運営できるよう、特別支援教育 コーディネーター研修等で周知を図る。

4 地域で支えあうまちづくり

(1)障害への理解と交流

障害への理解の促進

計画書掲載頁

88

【令和3年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

- ・障害理解を深めるための区民向け講座を1回開催した。小学3年生から6年生と保護者を対象とし、6組11名に参加いただいた(11月)。新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、希望する方はオンラインでの参加も可能とした。
- ・自主生産品販売については、6月、12月、2月に区役所区民ホールで区内施設による 合同販売会を実施した。コロナ禍のため、2日間に分けて開催することにより3密を回避 した。令和3年度に参加した事業所数は延べ31施設で、総売り上げ金は1,728,056円で あった。

■障害者施設課

11月12日(木)~18日(金)に、ウェルピアかつしかにおいて障害者作品展を開催。26団体1個人から出展があり、期間中920人の来場者があった。(毎年、多くの来場者があるウェルピアまつりが、昨年度に続きコロナ禍により中止となったため、まつり実施の年と比較して来場者は減少しているが、ウェブを活用したPRや来場者にエコバッグを配布し、まつりのない中、多くの来場者を得られた。)

■保健予防課

精神保健福祉に関する講演会等について、コロナ禍のため対策を講じての実施や動画配信にて開催した。

実施:ゲートキーパー研修(6回)

動画配信:思春期講演会、統合失調症家族教室、自殺対策講演会

【令和4年度の取組・方向性】

■障害福祉課

対面形式とオンライン形式の併用を基本としながら、区民向け講座を開催し、障害理解を促進していく。また、各種団体や事業者を対象とした講座の開催についても検討していく。

■障害者施設課

ウェルピアまつりの開催に合わせ、1週間の期間で障害者作品展を実施する。

■保健予防課

地域の方々に精神障害福祉へのご理解をいただくため、今後も状況に応じた方法で講演会等の開催や、広報・Web等での周知を進めていく。

(4)防災対策の充実

障害者施設の防災拠点化

計画書掲載頁

95

【令和3年度の取組・成果・課題】

■危機管理課

使用期限を迎える福祉避難所の備蓄品の入替えを実施した。また、新規の福祉避難所に 備蓄品に配備する際、蓄電池に説明書を添付するなど、誰でも使用できるように設置し た。

■障害福祉課

- ・スプラウト柴又、アレーズ秋桜と福祉避難所としての災害協定を結んだ。
- ・民間の障害児者通所施設と葛飾区災害対策用IP無線機を使用した、定期通信訓練を毎月 実施した。

■障害者施設課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、町会との合同訓練は中止した。

■保健予防課

精神障害者施設「あすなろの家」の建替え整備後に、精神障害者の福祉避難所としての機能を備えるよう事業者と調整を進めた。

【令和4年度の取組・方向性】

■危機管理課

引き続き、使用期限を迎える福祉避難所の備蓄品の入替えを滞りなく実施するとともに、新規の福祉避難所については、備蓄品を使いやすい形で配備する。

■障害福祉課

民間の障害児者通所施設と葛飾区災害対策用IP無線機を使用した、定期通信訓練を毎月実施する。

■障害者施設課

ウェルピアかつしかでは、引き続き地元町会と協働し、福祉避難所の開設を含む避難所設置・運営訓練を実施する。

■保健予防課

令和6年度の「あすなろの家」建替え完了に向けて、精神障害者の福祉避難所整備について事業者と準備、調整を進めていく。

災害時要配慮者への対応計画の作成

計画書掲載頁

95

【令和3年度の取組・成果・課題】

■危機管理課

- ・前年度に引き続き、避難行動要支援者名簿の作成を行い、名簿の受け取りを希望する自治町会(87町会)、警察署(葛飾・亀有)、消防署(本田・金町)、社会福祉協議会に提供し、避難支援が必要な障害のある方を関係機関や地域で支援できる体制を整えた。
- ・5月・9月・3月に、避難確保計画未提出の対象施設に対して、文書による通知で作成 および提出を促した。 避難確保計画の提出率は、昨年度より2%向上し、90%に達し た。(対象施設416施設中378施設が提出済)

未提出の対象施設は、416施設中38施設となっている(令和4年5月現在)

■障害福祉課

日頃から人工呼吸器使用者を支援している訪問看護ステーションと連携し、災害時個別 支援計画を作成した。災害時に計画に基づいて行動できるようにするため、定期的にシ ミュレーションを行うことが課題である。

■保健予防課

訪問看護ステーションと連携して、人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を立てるとともに、災害時に行動できるようにするため、各家庭におけるシミュレーションを行った。

令和3年度実績

·新規個別支援計画作成:1件

【令和4年度の取組・方向性】

■危機管理課

- ・福祉部で作成した避難行動要支援者名簿について、名簿の受け取りを希望する自治町会、警察署、消防署、社会福祉協議会に提供し、避難支援が必要な障害のある方を関係機関や地域で支援できる体制を整える。
- ・避難確保計画が未提出の対象施設に対して、文書による通知のほか、電話などによる作成指導を行い、提出を促進していく。

■障害福祉課

訪問看護ステーションと連携し、必要に応じて計画を見直すとともに、引き続き災害時個別支援計画作成を進める。

令和4年度は新規に申請があったものについて個別支援計画の作成を行う。作成に当たっては、訪問看護ステーションと協議、調整を行う。

■保健予防課

在宅人工呼吸器使用者については、災害個別支援計画の定期的な見直しを行っていく。 また、災害時の備えや発災時に取るべき行動が明確化できるよう、保健師と訪問看護ス テーションで協働して支援していく。